

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

◇告 示 青少年に有害な図書類の指定

保険医等の登録

被爆者一般疾病医療機関の指定

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示

鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額の一部改正

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定(七件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

保安林の指定の解除

解除予定の保安林

規 則

◇公 告 高圧ガス製造保安責任者試験の実施

職業訓練法による技能検定の実施

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十六号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 市町村の区域内の一定の地域について自然的経済的条件に応じ一体として農業の振興を図るため作成された農産物の生産の転換、農用地の農業上の利用の増進その他当該地域の農業の再編整備に関する計画で昭和六十一年三月三十一日までに知事の承認を受けたものに即して行われる事業に必要な資金であつて別表の農業近代化資金の種類に掲げる資

金のうち知事が定めるものに該当するものについての第二条の規定の適用については、同表の第一号から第四号まで、第六号及び第七号中「年三パーセント」とあるのは「年四パーセント」と、「年二パーセント」とあるのは「年三パーセント」と、「年一パーセント」とあるのは「年二パーセント」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十七号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の見出し中「物価」を「物価等」に改め、同条第三項中「本条の規定」を「この条の規定（第四項の規定を除く。）」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 知事又は請負者は、工期内に特別な要因により主要な工事材料の価格

に著しい変動を生じた場合において、請負代金の額が不相当となつたと認めるときは、前三項の規定によるほか、それぞれ相手方に対し、協議により当該請負代金の額を適当な額に変更することを求めることができる。

5 前項の特別な要因及び主要な工事材料並びに同項の適当な額の算定の方法は、設計図書で定める。

附 則

この規則は、昭和五十六年九月二十一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百十九号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定 書号	種 別	題 名	発行 記号等	類 別
214	雑誌その 他の刊行 物	特号 SCENE 孕 <small>4.3.6</small> No.12	TS-10	表示された発 行所名 リス・ダミー X・O

215	"	少女白書 創刊②	SH-10	トライベジョン
216	"	白肌を裸れ いたづら誘拐	BH-1 1	八月書房
217	"	ガール & ガール Vol.52	G-10	株式会社アリス出版
218	"	月刊 ナイトラブ NL10 Night Love 10 №61	NL10	株式会社アリス出版
219	"	恥部 純心	BH-1 3	ZELDA出版
220	"	あい あい あい あい	—	神田草薙書林
221	"	Lectric Piantic 創刊第0号 レトワール フライラッセ 《流れ星》	—	株式会社明治出版
222	"	JIN JIN VOL. 2	F2-1	徳大共社
223	"	純愛	—	オレソソ出版
224	"	旅立ち	—	有限会社PAL同人
225	"	風の伝説 創刊号	—	クイーン出版
226	"	発情期	BH-1 3	Do企画
227	"	女情報	OJ-10	土曜出版社
228	"	フォトジェニカ 第2号	FJ-10	海鳴書房
229	"	性器挿入 視号 麻衣子	BH-1 8	アリス出版
230	"	夜這い テント村 射撃	BH-1 2	アリス出版
231	"	強烈指交 未通女	BH-1 7	旋KAZE風
232	"	ヌメヌメの愛液 SUMMER LOVE EROS UP エロス 10号	EP-10	株式会社アリス出版
233	"	胸部アツツアツツ 小夜子の恥部	BH-1 6	アリス出版
234	"	胸部に迫る	OY-2	黒目黒川書房
235	"	ERECT MAGAZINE エレクトマガジン	ER-10	ピケン
236	"	女の手帖 第10号	OT-10	土曜出版社
237	"	秘部交接	OY-3	黒目黒川書房
238	"	青玉サングラス	303478	アリス企画販売
239	"	愛淫少女	OY-1	黒目黒川書房
240	"	裸のコチラ	—	徳大昭和出版販売
241	"	女高生コース 色絵日記	—	トータルブック
242	"	ラブリーギャル	—	あひかり書房
243	"	酸漿 ほうずき	303487	アリス企画販売
244	"	ピンキーギャル	—	あひかり書房
245	"	性熟期 黒目黒川	BG-1 9	旋風
246	"	扉をひらいて	E1-1 2	HOT・DOG

247	"	局部挿入 少女の自慰 ネネ増刊	NN10	ツツプル社
248	"	SCREW スクリュー 少女の花汁	SK-10	トライエビジョン
249	"	最新前線 痴態 最新前線 痴漢 Vol.14	H-10	鏡アリス出版
250	"	素肌	303491	鏡アリス企画販売
251	"	輪姦実写 淫姦証告白	68-3	有限会社現世社
252	"	しんたい検査	BH-17	Do企画
253	"	女子衛生①レポート 女子衛生の下着	RZ-10	鏡アリス社
254	"	秘写 TABOO	HT-10	トライエビジョン
255	"	痴漢 少女時代	BH-10	-

鳥取県告示第八百二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
上村 純子	鳥齒第四一九号	昭和五十六年八月十九日
石谷 京子	鳥葉第四六八号	昭和五十六年八月二十七日

鳥取県告示第八百二十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名称	所在地
昭和五十六年九月五日	足立泌尿器科医院	米子市上後藤六五―六四

鳥取県告示第八百二十二号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行わ

れることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に
関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示
する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出者の名称 株式会社日ノ丸ストア	建物の名称 日ノ丸ストア吉成店	建物の所在地 鳥取市吉成七七九
----------------------	--------------------	--------------------

鳥取県告示第八百二十三号

昭和五十六年五月鳥取県告示第四百七十六号（鳥取県職業能力開発協会
が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

実技試験の表中「放電加工」を「放電加工」に、「工具研削」

電 加 工	放 電 加 工	金 放
-------	---------	-----

「を」
工具研削
超硬刃物研摩
「に、」
和菓子製

「を」
和菓子製造
「に、」
和菓子製造
一万二千元

「を」
かわらぶき
「を」
わく組壁建築
かわらぶき

「に、」
浴そう設備施工
「を」
浴そ
一万二千元

「に、」
設備施工
「に、」
写
真
一万二千

「を」
写
真
「を」
フラワー装飾
「に改める。」
一万二千元

鳥取県告示第八百二十四号

昭和五十六年七月三日付けで米子市尾高一七五九番地一佐陀川右岸土地
改良区から申請のあつた泉地区の換地計画については、審査した結果適当
と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条
の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり

告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、会見地区第二工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所、会見町役場及び西伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百二十六号

昭和五十六年六月十八日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（白地地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十七号

昭和五十六年七月十日付けで関金町から申請のあつた土地改良（安歩地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十八号

昭和五十六年七月十五日付けで関金町から申請のあつた土地改良（掘地区農地造成）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十九号

昭和五十六年七月十七日付けで河原町から申請のあつた土地改良（上山手地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十号

昭和五十六年七月十八日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（高橋地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十一号

昭和五十六年七月二十四日付けで佐治村から申請のあつた土地改良（佐治（高山）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十二号

昭和五十六年七月二十七日付けで中山町から申請のあつた土地改良（住吉地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十三号

昭和五十六年六月五日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（未用地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡 国府町大字 上地字 榎保木九七七の一（次の図に示す部分に限る。）、九七六の二、九七九の七、九七九の八

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百三十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字白水橋野一八二九の二（次の図に示す部分に限る。）、字大ナル二〇〇〇の一、二〇〇〇三

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

農道用地及び土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和56年度下期高圧ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和56年9月11日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 期日

昭和56年11月29日（日）

2 場所

倉吉市山根529番地2 鳥取県立倉吉体育文化会館

3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	時 間
乙種化学責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から10時30分まで
	高圧ガスの製造に必要な化学に関する通	10時45分から

乙種機械責任者 免状に係る試験	常の保安管理の技術	12時15分まで
	高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学	13時から 15時まで
丙種化学責任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	高圧ガスの製造に必要な機械に関する通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
第二種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	高圧ガスの製造に必要な通常の機械工学	13時から 15時まで
	高圧ガスの製造に必要な通常の機械工学 （特別試験科目を申請した者 にあつては、高圧ガスの製造に必要な基 礎的な保安管理の技術）	10時45分から 12時15分まで
第二種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用 化学及び基礎的な機械工学（特別試験科 目を申請した者にあつては、高圧ガスの 製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎 的な機械工学）	13時から 15時まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
第三種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通 常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基 礎的な応用化学及び機械工学	13時から 15時まで
第三種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基 礎的な保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで

備考 特別試験科目とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販
売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号）第6条第2項に
規定する特別試験科目をいう。

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出
すること。

(1) 受験願書

受験願書は、鳥取県総務部消防防災課、社団法人鳥取県エルピーガ
ス協会各支部、鳥取県冷凍設備保安協会及び鳥取県一般高圧ガス保安
協議会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(2) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受
験願書の所定欄にはり付けること。

(3) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条
第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料

<p>乙種化学責任者免状に係る試験、乙種機械責任者免状に係る試験及び第二種冷凍機械責任者に係る試験 2,800円</p> <p>丙種化学責任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 2,500円</p>	<p>(2) 納付方法</p> <p>(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。</p>	<p>6 受験願書の受付期間</p> <p>昭和56年9月21日(月)から同月30日(水)まで(郵送の場合は、昭和56年9月30日までの消印があるものは、有効とする。)</p>	<p>7 その他</p> <p>(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。</p> <p>(2) 試験の結果は、合格者に通知する。</p> <p>(3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。</p>
<p>職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、昭和56年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により公告する。</p> <p>昭和56年9月11日</p>			
<p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p> <p>1 実施する検定職種</p>			

<p>造園、鍛造、金型製作、板金、機械検査、車両整備、時計修理、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、紳士服製造、和裁、寝具製作、竹工芸、紙器・段ボール箱製造、石工、洋菓子製造、和菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、ブロッツク建築、タイル張り、配管、浴そう設備施工、型わく施工、鉄筋組立て、防水施工、床仕上げ施工、カーテン施工、熱絶縁施工、ガラス施工、機械製図、電気製図、表装及び塗装</p>	<p>2 検定の等級</p> <p>技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。</p> <p>ただし、浴そう設備施工については、等級を分けないで行う。</p>	<p>3 検定の方法</p> <p>技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。</p> <p>4 試験の実施期日及び実施場所等</p>	<p>(1) 実技試験</p> <p>ア 実施期間</p> <p>昭和56年12月10日(木)から昭和57年2月28日(日)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日に行う。</p> <p>イ 実施場所</p> <p>別添鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。</p> <p>ウ 実技試験問題の公表</p> <p>実技試験問題は、昭和56年11月30日(月)に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。</p> <p>(2) 学科試験</p> <p>エ 実施期日</p>
--	--	---	--

検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械検査、時計修理、農業機械整備、和裁、寝具製作、紙器・段ボール箱製造、石工、洋菓子製造、和菓子製造及び建築大工	昭和57年1月17日
鍛造、車両整備、冷凍空気調和機器施工、紳士服製造、竹工芸、型わく施工、鉄筋組立て、カーチン施工、熱絶縁施工、ガラス施工、機械製図及び電気製図	昭和57年1月24日
造園、金型製作、板金、みそ製造、かわらぶき、とび、左官、ブロッツク建築、タイル張り、配管、浴そう設備施工、防水施工、床仕上げ施工、表装及び塗装	昭和57年1月31日

4 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所に行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面。

(2) 提出先

鳥取市本町三丁目102 鳥取商工会議所会館内

鳥取県職業能力開発協会 (電話鳥取22-3494)

(3) 受付期間

昭和56年10月8日(木)から同年10月27日(火)まで(郵送による場合は、昭和56年10月27日までの消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、60円切手をはつたもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検定職種

検定職種	手数料 (円)
造園	10,000
鍛造	11,000
金型製作	11,000
板金製作	9,000
機械検査	8,000
車両整備	10,000
時計修理	11,000
農業機械整備	9,000

冷凍空調和機器施工	10,000
紳士服製造	9,000
和服製造	7,000
寝具製作芸	11,000
紙器・段ボール箱製造	9,000
石菓子製造	11,000
洋菓子製造	10,000
和菓子製造	10,000
和菓子製造	9,000
み築大造	9,000
かわらぶき	11,000
とら官	10,000
左官	9,000
プロツク張り	9,000
タイル張り	9,000
配管	9,000
浴そう設備施工	11,000
型わく施工	11,000
鉄筋組立て	9,000
防水施工	11,000
床仕上げ施工	11,000
カーテン施工	11,000
カーテン施工	11,000
熱線施工	11,000
ガスメーター製	6,500
電気製	6,500
電機製	11,000

塗装 9,000

1 学科試験の手数料 2,000円

(2) 納付方法

(1) に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が、昭和57年3月19日（金）書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を、昭和57年3月19日（金）の県公報に登載するとともに、合格者には、合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。